

【基本施策を推進する実施計画の事務事業】

No	総合戦略事業	事務事業名	事業の概要 (令和5～7年度)	事業の成果 (令和5年度)	施策への貢献度 (実績)	今後の課題・方向性	部局名	課名	関連事業 (決算事業別概要ページ)
1	○	地域食堂ネットワーク運営補助金	「地域食堂ネットワーク」の取組を支援し、地域食堂を核として子どもを含む多様な人が利用・参加する「地域の居場所」づくりを推進する。 「フードサポート事業」として、コロナ禍や物価高騰により一時的に生活困難となった者への食料の提供や地域食堂の運営に必要な食材の提供をすることで、生活困窮者支援を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域食堂への食材提供体制 食支援拠点の設置 市内3カ所 支援団体の拡大 61団体 令和3年度 3,557千円 令和4年度 3,647千円 令和5年度 3,761千円	地域食堂への支援体制の拡充により、子どもを中心に地域の多様な人が集う居場所として、安定的かつ継続的な運営を支援することができた。	支援団体をさらに拡大し、支援内容についても食材の寄付のみならず、多様な支援を提供していただけるよう取り組む。	総務部人権政策局	鳥取市中央人権福祉センター	60
2	○	子どもの居場所づくり推進事業費	新たに地域食堂（こども食堂）に取り組む民間団体等の立ち上げ・運営に要する費用に対して助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 地域食堂（こども食堂） 22食堂 令和3年度 6,708千円 令和4年度 6,682千円 令和5年度 17,772千円	地域食堂（こども食堂）が、子どもにとって安全・安心していただける「第3の居場所」としての役割を展開することができた。	地域食堂（こども食堂）の未設置の中学校区へ積極的に関与し、立上げに向けた支援を行う。	総務部人権政策局	鳥取市中央人権福祉センター	61
3	○	ヤングケアラー支援事業費	こども家庭相談センターにヤングケアラーの支援を行うコーディネーター（2名）を配置し、学校等関係機関と連携し、ヤングケアラーであると思われる子どもを見逃すことなく把握するとともに、当該家族が抱える課題に対して包括的な支援につなぐ取り組みの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラー支援コーディネーターを配置 2名 	こども家庭相談センターにヤングケアラーの支援を行うコーディネーター（2名）を配置し、学校等関係機関と連携し、ヤングケアラーであると思われる子どもを見逃すことなく把握するとともに、当該家族が抱える課題に対して包括的な支援につなぐ取り組みの充実を図った。	ヤングケアラー・コーディネーター（2名）を配置し、学校等関係機関と連携し、ヤングケアラーであると思われる子どもを見逃すことなく把握するとともに、当該家族が抱える課題に対して包括的な支援につなぐ取り組みを推進する。	健康こども部こども家庭局	こども家庭センター	158
4	○	福祉事業所指導監督事業費	介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者、老人福祉施設及び児童福祉施設等に対する指導監督を通じて、事業者の健全育成及び質の向上を図る。 介護保険サービス事業者及び障害福祉サービス事業者への指導等を行う中で、共生型サービス事業を周知し促進を図る。	集団指導等における事業の周知 <ul style="list-style-type: none"> 期間：R6.3.15～4.15（web配信） テーマ：障害者総合支援法・児童福祉法に基づく集団指導 参加施設数：203事業所 	集団指導等を通じて、共生型サービス事業を周知し事業所増加の促進を図ったが、5事業所に減少した。また、障がいのある方が65歳以上になっても利用する事業所を変わることなく、継続してサービスが利用できる65歳未満の人数が31人（令和6年3月末時点）と微減であった。（前年度末33人）	集団指導等を通じて、引き続き、共生型サービスの指定事業者の増加を図る。障がいのある方が65歳以上となったときに、利用する事業所を変わることなく、継続してサービスが利用できるよう体制強化を図るため、実態把握に努める。	福祉部	指導監査室	113
5	○	とっとり東部権利擁護支援センター運営事業費	成年後見制度利用促進基本計画に定められた中核機関を設置し、権利擁護に関する事業について相談から支援までの一元的・専門的な支援を行う。	権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の運営（委託） <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 425件 法人後見受任件数 71件 	成年後見制度利用促進基本計画に定められた中核機関の運営をとっとり東部権利擁護支援センターに委託し、成年後見制度の利用に関する市民からの相談対応や法人後見の受任、市民後見人に対する助言等を行うことで、権利擁護に関する事業の相談から支援までの一元的・専門的な総合的支援の提供体制を確保することができた。	今後も引き続き、成年後見制度利用促進を含む権利擁護事業を推進していくために、権利擁護に関する専門職による総合的な相談・支援の提供体制を確保していく。	福祉部	長寿社会課	117

No	総合戦略事業	事務事業名	事業の概要 (令和5~7年度)	事業の成果 (令和5年度)	施策への貢献度 (実績)	今後の課題・方向性	部局名	課名	関連事業 (決算事業別概要ページ)
6		地域共生社会推進・包括的支援事業費	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、生活困窮者のための各種事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり事業 地域食堂拠点・困りごと解決支援の実施 3団体 多機関協働事業 相談支援包括化推進会議の実施 7回 アウトリーチ等を通じた継続的支援 つながりサポーター養成研修の実施 11回、新規登録人数212人 参加支援事業 社会的孤立にある人の居場所へのつなぎ 18件 	地域共生社会の実現に向けて、包括的支援体制の充実に資することができた。	多機関協働による支援の進捗状況等の把握と伴走支援ができる支援体制の強化を図る。また、望まない孤独や社会的孤立の対策と支援体制の強化を図る。	総務部 人権政策局	鳥取市中央 人権福祉セ ンター	60
7	○	地域の「話し愛・支え愛」推進事業費	地域住民が身近な福祉課題に気づき、支え合いなどの福祉活動の活性化を図るため、地域における福祉の「話し合い」、「支え合い」、「学び」の場づくりを鳥取市社会福祉協議会と協働で推進する。さらに、全市域で潜在的な課題を抱えている者を適切な支援機関へつなぐ仕組みづくりを進める。	地域の「話し愛・支え愛」推進事業を市社会福祉協議会に委託し、城北地区、湖南地区、明徳地区、東郷地区の4つのモデル地区で実施した。	しゃべり場（話し合い）、ささえ場（支え合い）、まなび場（学び）の3つの場づくりを行い住民同士のつながりや助け合い活動の支援を行った。 【R5実績累計】 ・「しゃべり場」66回 ・「ささえ場」36回 ・「まなび場」19回	令和5年度で城北、湖南のモデル事業が終了したため、他地区へ同事業を展開する際の材料として実績をまとめていく。 令和6年度は明徳、東郷の継続2地区に加え、新たに2地区を選定し、住民同士のつながりづくりや助け合い活動の促進を行っていく。	福祉部	地域福祉課	112
8		避難行動要支援者支援制度普及促進事業費	地震や水害などの災害時において、障がいのある人、介護が必要な高齢者などの要支援者が地域の「共助」により支援を受けられる体制づくりの推進を図る。	要支援者の心身の状況、居住実態などを把握しているケアマネジャー等の福祉専門職の法人へ制度周知と作成依頼をした結果、20社の法人と契約を交わし、更新を含む39件の個別避難計画作成があった。	災害時において要支援者が地域の「共助」により支援を受けられる体制づくりを、地域の支援組織などと協働し、推進することができた。	避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、地域の支援組織や福祉専門職などと協働し、個別避難計画の作成に取り組む。	福祉部	地域福祉課	113
9	○	生活困窮者食料配布事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）	新型コロナウイルス及び物価高騰等の影響により、生活困窮世帯の家計が苦しくなっている。家計維持のため食費を減らしている世帯もあり、十分な食事がとれていない困窮世帯に対して支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 事業費 1,188,000円 食料支援対応件数 129件 	新型コロナウイルス及び物価高騰等の影響により、家計が更に苦しくなっている生活困窮者に対して、随時、必要な支援を行うことができた。	新型コロナウイルスや物価高騰等の影響により、生活困窮者の相談件数は依然として多く推移しており、引き続き食料支援を行う必要がある。	総務部 人権政策局	鳥取市中央 人権福祉セ ンター	61